証券コード　581A
2026年８月６日
（電子提供措置の開始日　2026年８月６日）

株　主　各　位

東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー
Ｇ　Ｏ　株　式　会　社
代表取締役会長　川　鍋　一　朗

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたびの令和８年熊本地震により、被災された皆さまに心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://goinc.jp/ir/library/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「GO」又は「コード」に当社証券コード「581A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は当社が指定する電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2026年８月27日（木曜日）午後６時まで**に当社に書面等が到達するように議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年８月28日（金曜日）午後２時

2．場　　所　東京都港区麻布台一丁目３番１号　麻布台ヒルズ森JPタワー
23階　本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第50期（2025年６月１日から2026年５月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第50期（2025年６月１日から2026年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　監査等委員でない取締役２名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面又は当社が指定する電磁的方法により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 書面と電磁的方法により、重複して議決権を行使された場合は、後に到達したもの（到達日時が同時の場合は電磁的方法）を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 電磁的方法により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を、書面又は電磁的方法により当社へご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「株式会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会参考書類

第１号議案　監査等委員でない取締役２名選任の件

監査等委員でない取締役全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、選任候補者の決定に際しては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経ております。また、監査等委員会において、本議案について検討いたしましたが、陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	川鍋　一朗（かわなべ　いちろう） （1970年10月3日） [再任]	1997年9月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン　入社 2000年1月　日本交通㈱　入社 2001年8月　同社　専務取締役　就任 東洋交通㈱　代表取締役　就任（現任） 2004年6月　日本交通㈱　代表取締役副社長　就任 2005年8月　同社　代表取締役社長　就任 当社　代表取締役社長　就任 2015年7月　日本交通ホールディングス㈱　代表取締役就任（現任） 2015年10月（一社）東京ハイヤー・タクシー協会　会長就任（現任） 日本交通㈱　代表取締役会長　就任 2017年6月　（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会　会長就任（現任） 2020年4月　当社　代表取締役会長　就任（現任） 2023年8月　日本交通㈱　取締役　就任（現任）	―

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	なかじま　ひろし 中島　宏 (1978年5月23日) [再任]	2002年4月 ㈱ベンチャーリンク　入社 2004年12月㈱ディー・エヌ・エー　入社 2009年4月 同社　新規事業推進室　室長　執行役員　就任 2019年3月 ㈱DeNA SOMPO Mobility　代表取締役社長就任 ㈱DeNA SOMPO Carlife　代表取締役社長就任 2019年4月 ㈱ディー・エヌ・エー　常務執行役員　就任 2020年4月 当社　転籍　代表取締役社長　就任（現任） 2021年4月 ㈱DeNA SOMPO Mobility　取締役　就任 ㈱DeNA SOMPO Carlife　取締役　就任	―

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる経済的損失を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2023年８月25日開催の第47回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員である取締役の役割や責務が増大していることや、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責を踏まえて合理的な範囲で報酬枠を増額するものであり、その内容は相当であると判断しております。

なお、本議案に係る報酬の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役３名）となります。

以　上

事　業　報　告

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、地政学的リスクと経済政策が密接に連動する傾向が強まっており、各国が経済的手段を用いて戦略的影響力を強化する動きが顕在化しました。

また、インフレ率は依然として高水準にありながらも、主要先進国では緩やかなディスインフレが見られ、高金利状態が継続する中での金融政策運営が続いております。一方、国内においては、「脱デフレ」局面が進行する中、名目賃金の上昇と実質賃金の停滞が併存し、消費者の生活実感との乖離が一部に見られました。労働市場においては失業率が２％台半ばと低水準で推移し、慢性的な人手不足が一層深刻化する中、女性・高齢者・外国人労働力の活用や、デジタル技術の導入による生産性向上が急務となっております。当社グループが属するモビリティサービス産業においては、全国的にタクシー運賃の引き上げが相次いだ結果、従来課題とされていた乗務員不足に一定の改善が見られ、乗務員数は緩やかながら増加傾向にあります。各地域においては事業環境の改善を背景に、サービス水準の維持・向上と労働環境の両立が図られつつあります。

このような環境下、当社の主力サービスであるタクシーアプリ『GO』は、2026年５月期中に累計アプリダウンロード数が3,500万を突破し、2026年５月期は事業年度別で過去最高の1.15億回の実車を記録するなど、力強い事業成長を実現しました。加えて、法人向けサービスである『GO BUSINESS』においても新規顧客獲得が好調に進み、個人に加えて法人顧客基盤の形成が確実に進捗しております。車内決済サービス『GO Pay』においても、キャッシュレス決済比率の向上により決済GMV（流通取引総額）が増加し、売上高、利益ともに堅調に拡大しました。

自動運転事業においては、2024年12月に米Waymo LLC社（以下、Waymo）との自動運転技術のテストに向けた協業を発表し、2025年４月より自動運転技術を日本の公道に適応させるため、東京都心７区にてWaymo車両の走行を開始しており進捗は順調です。

GX事業においては、モビリティ業界におけるEVの普及促進や次世代型エネルギーマネジメントの構築を目指しております。2024年８月に神奈川県から始まった市中充電サービス『GO Charge』も、東京都や千葉県に新たに充電スポットを開設するなど、着実に事業展開を進めております。

この他、タクシー相乗りサービス『GOエコノミー』のサービス拡大や、物流業界向けのソリューション提供等に向けた新規事業開発等を進めております。

この結果、当連結会計年度の売上高は41,446百万円（前連結会計年度比31.8％増）、営業利益は7,041百万円（同158.1％増）、経常利益は6,457百万円（同145.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,838百万円（同341.8％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第49期 (2025年5月期) (前連結会計年度)		第50期 (2026年5月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
GO事業	27,256百万円	86.7%	37,782百万円	91.2%	10,525百万円	38.6%
その他	4,178	13.3	3,664	8.8	△514	△12.3
合計	31,434	100.0	41,446	100.0	10,011	31.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は791百万円であり、主にGO事業のソフトウェア開発によるものであります。また、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行５行との間で、シンジケート形式によるコミットメントライン契約を締結しており、その極度額は8,000百万円です。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。その他100％子会社である愛のタクシーチケット株式会社で641百万円の借入を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

前連結会計年度において2025年５月26日に当社が運営するスマートドライビング事業を会社分割（新設分割）による新設会社（GOドライブ株式会社）に承継させる旨、並びに、株式会社ゼンリン、東京センチュリー株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社による資本参加を決議いたしました。これら決議に基づき、当連結会計年度において、2025年８月１日付けで会社分割（新設分割）を実施してGOドライブ株式会社を設立し、2025年８月８日に上記各社から当社に対する第三者割当増資の払込が完了いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において当該事項は行っておりません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承の状況

当連結会計年度において当該事項は行っておりません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

前連結会計年度において2025年５月26日にAZ-COM丸和ホールディングス株式会社の100％子会社である株式会社ジャパンクイックサービスから新設分割された株式会社MOMO Aの第三者割当増資を引き受けることを決議いたしました。当連結会計年度において、2025年７月11日に議決権比率51.5％を468百万円にて取得し、連結子会社としました。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において該当事項はありません。

(9) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 47 期 (2023年５月期)	第 48 期 (2024年５月期)	第 49 期 (2025年５月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (2026年５月期)
売　上　高 (百万円)	16,913	23,955	31,434	41,446
経常利益又は経常損失（△） (百万円)	△6,386	△1,985	2,632	6,457
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (百万円)	△8,111	△3,307	2,000	8,838
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	△113.53	△42.69	25.75	113.78
総　資　産 (百万円)	42,680	46,740	57,073	76,471
純　資　産 (百万円)	17,873	14,980	17,548	27,846
１株当たり純資産 (円)	△1,008.69	△1,091.37	△1,041.36	320.93

（注）１．当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第47期から第49期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

２．2026年１月22日開催の取締役会決議により、2026年２月20日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(10)　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はございません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ＩＲＩＳ	10百万円	51.0%	デジタルサイネージ広告に関する事業
愛のタクシーチケット株式会社	50百万円	100.0%	タクシーチケットの発行及び代金回収業務等
株式会社ＭＯＭＯ　Ａ	10百万円	51.5%	貨物軽自動車運送事業、配送取次業等

(11) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 安定したキャッシュ・フローの確保

当社グループは「移動で人を幸せに。」をミッションに掲げ、モビリティとテクノロジーを掛け合わせたサービスの提供を目指しております。そのためには、中長期的な企業価値の向上に資する安定的なキャッシュ・フローが必要であり、現在の成長戦略の軸であり、収益貢献、成長余地の大きい「アプリ配車」サービスの更なる拡大に注力することを最優先の事業上の課題としております。

② 新規事業の確立

主力である「GO事業」セグメントが堅調に事業拡大する中、長期的な企業価値の向上を見据えた新規事業の確立は当社グループの重要な成長戦略の一つと考えております。当社グループは、モビリティ業界やインターネット業界において幅広い人脈や豊富な知見を有する経営陣、M&A及びファイナンスに関して豊富な経験を有する役職員及びDXやテクノロジーに精通したエンジニアチームを擁しており、さまざまな可能性について積極的に検討してまいります。なお、新規事業に取り組む際には既存事業との親和性や費用対効果を十分に検討した上で実行してまいります。

③ 人材・組織の強化

当社グループの持続的な成長のためには、優秀な人材の採用及び育成、また、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると考えております。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用するために、積極的な採用活動を推進するとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

④ サービス開発体制の強化

サービス開発における技術力は当社グループの競争力の源泉であり、継続的な改善及び強化が必要であると考えております。新技術への投資やモニタリングを通じ、サービス開発体制の更なる強化に努めてまいります。

⑤ 環境保全への取り組み

当社グループは、GX関連サービス（EVタクシー導入に向けた車両や充電サービスの提供、エネルギーマネジメント等）を通じ、公共交通機関であるタクシー業界のEV化促進、カーボ

ンニュートラルに向けての二酸化炭素削減の取り組みを強化しております。また、CO２排出量をアプリ上で可視化することにより、一般ユーザーにおける環境意識の向上を促すことにも取り組んでおります。

⑥　財務上の課題

当社グループは、タクシー利用料金の決済サービスを提供しているため、当社グループが収受した決済代金をタクシー事業者に円滑に支払うべく、手許資金の流動性を十分に確保する必要があります。当社グループは営業活動による安定的なキャッシュ・フローを源泉として強固な財務基盤を築いているため、現時点において優先的に対処すべき財務上の課題はないと認識しておりますが、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務基盤の強化を図ってまいります。

不測の事態に備え、2026年３月末時点において株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケート方式のコミットメントライン契約を締結しております。資本コストの最適化を図り、複数の調達オプションをその時々の状況を鑑み有効に活用するため、金融機関との一層の関係強化や資金調達の多様化を目指してまいります。

(12) 主要な事業内容（2026年５月31日現在）

事業区分	事業内容	
Ｇ Ｏ 事 業	アプリ配車	タクシーアプリ『GO』 個人ユーザー向けにタクシー配車サービスを提供、タクシー車両とのリアルタイムな位置情報連携と高度な配車ロジックにより「早く乗れる」を実現しております。 ユーザーは、①GOアプリをダウンロード、②アプリで乗車位置を指定しタクシーを呼ぶ、③配車されたタクシーに乗り目的地まで移動（事前指定も可能）、④決済、の簡単な手順でご利用いただけます。
		プレミアム車両配車『GO PREMIUM』 『GO』のオプションサービスとして、配車時にアルファード等の高級車両を指定することができます。タクシーアプリ『GO』のお客様乗車後評価において高評価を獲得している乗務員やハイヤー乗務員が中心となって運行し、良質な接客サービスを提供いたします。最大６名までのグループ移動や、荷物の多い旅行客の移動にも適しております。
		法人向けタクシーアプリ『GO BUSINESS』 『GO』の法人版サービスとして、アプリ配車サービスに加え、料金の請求書払いや社員のタクシー利用管理・経費管理等、ビジネスシーンに特化したサービスを提供しております。ご登録企業の従業員はGOアプリ内でプライベート利用とビジネス利用を切り替えることが可能であり、ビジネス利用の場合は乗車時の決済が不要となります。請求書払いは部署やプロジェクト単位で管理することが可能であり、登録企業側は経費精算や利用管理等、タクシー利用に係る業務を効率化させることが可能です。
	タクシー関連サービス	決済 車内決済サービスにおいては、当社サービスである『GO Pay』の他、さまざまな決済手段を提供しております。『GO Pay』に事前ご登録いただくことで降車時の決済が不要となり、キャッシュレス・ペーパーレスなタクシー体験を提供しております。
		広告 広告サービスにおいては、関係会社の株式会社IRISにおいて、タクシー後部座席のタブレット端末画面を媒体とした動画広告の配信を行う、タクシーメディア『TOKYO PRIME』を展開しております。
		端末 タクシー事業者に対し、乗務員向け端末、車内に設置する決済端末及び広告端末等を提供しております。
		タクシーチケット 電子タクシーチケットに加え、関係会社である愛のタクシーチケット株式会社において紙媒体のタクシーチケットサービスを展開しております。

そ　の　他	交通・運送等モビリティに関連する新規事業（インキュベーション事業） 　GX関連サービスとして、EVタクシー導入に向けた車両や充電サービスの提供、エネルギーマネジメント等に取り組んでおります。また、市中での急速充電スポットの検索・予約・決済サービス『GO Charge』を展開しております。 　加えて、タクシー相乗りサービス『GOエコノミー』の開発・運営や自動運転タクシーの実装に向けた実証実験、物流業界向けのソリューション提供等に向けた新規事業開発等に取り組んでおります。関係会社である株式会社MOMO Aにおいて、ネットスーパーを主な対象とする軽貨物利用運送事業を展開しております。

(13) 主要な営業所（2026年５月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区

② 子会社

株 式 会 社 Ｉ Ｒ Ｉ Ｓ	本社（東京都港区）
愛のタクシーチケット株式会社	本社（京都府京都市）
株 式 会 社 Ｍ Ｏ Ｍ Ｏ　Ａ	本社（東京都荒川区）

(14) 使用人の状況（2026年５月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
GO事業	219 (87.3) 名	41名増 (21.2名増)
その他	63 (9.4) 名	59名減 (0.4名減)
全社（共通）	324 (12.9) 名	2名増 (6.2名減)
合計	606 (109.6) 名	16名減 (14.6名増)

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
558（83.0）名	26名減（1.2名増）	38.4歳	3.5年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(15) 主要な借入先の状況（2026年５月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	641百万円

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2．会社の株式に関する事項（2026年５月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 310,700,000株

(2) 発行済株式の総数 77,679,600株

（注）2026年２月20日付で実施した株式分割（普通株式１株を100株に分割）に伴い、発行済株式の総数は76,902,804株増加しております。

(3) 株主数 21名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本交通ホールディングス株式会社	20,000,000株	25.75%
株式会社ディー・エヌ・エー	20,000,000株	25.75%
株式会社ＮＴＴドコモ	14,198,400株	18.28%
トヨタ自動車株式会社	5,000,000株	6.44%
グローバルグロースホールディングスツー合同会社	4,935,200株	6.35%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,798,500株	6.18%
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（特定運用金外信託口契約番号12100440）	1,700,000株	2.19%
ＫＤＤＩ株式会社	1,500,000株	1.93%
Ｋａｋａｏ Ｍｏｂｉｌｉｔｙ Ｃｏｒｐ.	1,000,000株	1.29%
東京センチュリー株式会社	1,000,000株	1.29%

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はございません。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年５月31日現在）

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	川鍋　一朗	東洋交通株式会社　代表取締役 日本交通ホールディングス株式会社　代表取締役 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会　会長 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会　会長 日本交通株式会社　取締役
代表取締役社長	中島　宏	―
取締役（常勤監査等委員）	桑原清幸	桑原清幸会計事務所　代表 東京エレクトロン デバイス株式会社　非常勤監査役
取締役（監査等委員）	雨宮美季	AZX Professionals Group　パートナー弁護士 株式会社ROXX　社外監査役 経済産業省「スタートアップ新市場創出タスクフォース」構成員 一般社団法人スタートアップデータ標準化協会　監事 一般社団法人スタートアップエコシステム協会　監事
取締役（監査等委員）	寺田航平	株式会社マーケットエンタープライズ　取締役 寺田倉庫株式会社　代表取締役社長 株式会社堀木エリ子アンドアソシエイツ　取締役 株式会社コウェル　代表取締役会長 公益社団法人経済同友会　副代表幹事 一般財団法人アジアン・カルチュラル・カウンシル日本財団　代表理事

（注）１．取締役（監査等委員）桑原　清幸氏、雨宮　美季氏及び寺田　航平氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）桑原　清幸氏、雨宮　美季氏及び寺田　航平氏は、以下のとおり、専門的な知見を有しております。

・取締役（監査等委員）桑原　清幸氏は、公認会計士として長年大手会計事務所に勤務されたほか、大学での研究・教育にも携わる等、財務及び会計に関する豊富な専門知識を有しており、加えて複数の上場会社での常勤・非常勤での社外監査役としての実務経験を備えております。

・取締役（監査等委員）雨宮　美季氏は、弁護士としての長年のキャリアを通じて法律やリスクマネジメントに関する高度な専門知識を有しており、加えてベンチャー企業を支援する法律専門家としての豊富な業務経験も有しております。

・取締役（監査等委員）寺田　航平氏は、複数企業における経営実績と取締役としての豊富な監督経験から、経営における多角的な視点と高い識見を有しております。

３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、桑原　清幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．当社は、取締役（監査等委員）桑原　清幸氏、雨宮　美季氏及び寺田　航平氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

５．2025年６月13日をもって、大井　潤氏及び松岡　秀治氏は監査等委員でない取締役を辞任いたしました。また、2026年１月30日をもって、青木　亮祐、惠良　和隆、廣瀬　篁治、坪谷　寿一、糸木　悠、山下　隆二、笹原　優子、鶴田　洋介及び渡辺　圭吾の各氏は監査等委員でない取締役を辞任いたしました。

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（監査等委員）桑原　清幸氏、雨宮　美季氏及び寺田　航平氏につきましては会社法第425条第１項に定める額としております。

なお、当期中に退任いたしました社外取締役 大井　潤、松岡　秀治、廣瀬　篁治、坪谷　寿一、糸木　悠、山下　隆二、笹原　優子、鶴田　洋介及び渡辺　圭吾の各氏につきましても、その在任期間中の行為に対して、当該契約が引き続き適用されます。

(3)　補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(4)　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社、当社の子会社及びその役員であり、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を填補することとしております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、2024年９月27日開催の取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬の決定に際しては、当社のステークホルダーと同じ目線を持ちながら、企業価値の持続的成長を図る中長期インセンティブとして有効に機能する報酬体系であること、及び報酬水準としては、職責、役割の大きさを踏まえた適正な水準となるように設定することを基本方針とする。また、報酬は固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成する。

ロ. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に考慮して決定する。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株式報酬とし、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において株式報酬を付与し、付与数は役位、職責等に応じて決定する。

特に代表取締役に対しては、長期的な企業価値向上に向けたリーダーシップの発揮を目的とし、株式報酬の割合を高く設定する。その内容は、一般的な有償ストック・オプションに加え、株価、業績条件（売上、EBITDA)への達成意欲を高める有償ストック・オプション及び中長期的な貢献を促すフルバリュー型ストック・オプションを組み合わせた株式報酬を基本とした報酬体系とする。

ニ. 報酬の種類ごとの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役会の任意の諮問機関としての指名・報酬委員会にて諮問した結果を踏まえ、委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長の合意によって決定する。

ホ.　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

　個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、取締役会の任意の諮問機関としての指名・報酬委員会へ諮問した結果を踏まえ、代表取締役会長及び代表取締役社長の双方の合意により決定するものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の非金銭報酬の配分とする。

　当社の当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、取締役会から、当社を取り巻く経営環境や業績等を最も熟知している代表取締役会長及び代表取締役社長に決定を委任しておりますが、当該決定は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会が前年度の実績評価及び役職・職責ごとの報酬水準を考慮し、決定方針に沿う内容であることを確認して審議した結果を踏まえて行われていることから、取締役会として当該決定の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

　監査等委員の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	306.3 (—)	77.1 (—)	— (—)	229.2 (—)	4 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	25.3 (25.3)	25.3 (25.3)	— (—)	— (—)	3 (3)
合　　計 （うち社外取締役）	331.6 (25.3)	102.4 (25.3)	— (—)	229.2 (—)	7 (3)

（注）1．上表には、2025年６月13日付で辞任した社外取締役２名及び2026年１月30日付で辞任した社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名を除き、2026年１月30日付で辞任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名を含めております。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．上記の非金銭報酬等の総額は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

4．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年８月25日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（決議日時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名）と決議しております。

5．非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションであります。その概要は、2024年９月27日開催の臨時株主総会（決議日時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名）及び取締役会において決議されたものであり、第９回新株予約権（上限6,446株）、第11回新株予約権（上限500株）を発行することを決議したものであります。

6．監査等委員の金銭報酬の額は、2023年８月25日開催の定時株主総会において年額30百万円以内（決議日時点の監査等委員の員数は３名）と決議しております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	76百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、新規上場に係る英文財務諸表監査に係る報酬が含まれております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対して利益還元することを重要な経営課題と認識しておりますが、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、これまで無配を継続してまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、将来の事業展開と財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項とした上で、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針です。また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、有効に活用していく方針であります。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**68,625**	**流動負債**	**47,329**
現金及び預金	34,584	買掛金	2,741
売掛金	4,164	短期借入金	641
リース投資資産	2,596	リース債務	1,497
商品	6	未払金	39,561
仕掛品	16	未払法人税等	655
貯蔵品	37	クーポン引当金	27
未収入金	26,456	ポイント引当金	147
その他	804	賞与引当金	484
貸倒引当金	△41	修繕引当金	10
		その他	1,562
固定資産	**7,846**		
有形固定資産	**275**	**固定負債**	**1,294**
建物及び構築物	198	リース債務	1,204
工具、器具及び備品	74	その他	90
建設仮勘定	2		
		負債合計	**48,624**
無形固定資産	**1,792**	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,578	**株主資本**	**24,929**
ソフトウェア仮勘定	148	**資本金**	**100**
のれん	63	**資本剰余金**	**21,483**
その他	1	**利益剰余金**	**3,346**
投資その他の資産	**5,778**	**新株予約権**	**588**
投資有価証券	0	**非支配株主持分**	**2,328**
関係会社株式	763		
繰延税金資産	4,655		
その他	359		
		純資産合計	**27,846**
資産合計	**76,471**	**負債純資産合計**	**76,471**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年6月1 日から
2026年5月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**41,446**
売上原価		**19,034**
売上総利益		**22,412**
販売費及び一般管理費		**15,370**
営業利益		**7,041**
営業外収益		
受取利息	15	
持分法による投資利益	87	
解約・違約金収入	23	
償却債権取立益	6	
その他	18	151
営業外費用		
支払利息	4	
株式交付費	14	
為替差損	1	
支払手数料	159	
上場関連費用	551	
その他	4	735
経常利益		**6,457**
特別利益		
持分変動利益	825	825
特別損失		
減損損失	36	
固定資産除却損	8	44
税金等調整前当期純利益		**7,238**
法人税、住民税及び事業税	952	
法人税等調整額	△3,421	△2,468
当期純利益		**9,706**
非支配株主に帰属する当期純利益		867
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,838**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**59,761**	**【流動負債】**	**43,290**
現金及び預金	28,742	買掛金	2,517
売掛金	3,364	契約負債	285
リース投資資産	2,596	未払金	37,242
商品	6	未払法人税等	12
貯蔵品	34	預り金	216
前払費用	477	クーポン引当金	27
未収入金	24,250	ポイント引当金	147
その他の流動資産	315	賞与引当金	468
貸倒引当金	△26	修繕引当金	10
		リース債務	1,497
		その他の流動負債	864
【固定資産】	**7,573**	**【固定負債】**	**1,483**
(有形固定資産)	**241**	長期リース債務	1,204
建物附属設備	189	資産除去債務	89
工具器具備品	51	その他の固定負債	189
		負債合計	**44,774**
		純資産の部	
		【株主資本】	**21,972**
(無形固定資産)	**1,661**	**(資本金)**	**100**
ソフトウェア	1,527	**(資本剰余金)**	**21,483**
ソフトウェア仮勘定	134	その他資本剰余金	21,483
		(利益剰余金)	**389**
		利益準備金	2
(投資その他の資産)	**5,670**	その他利益剰余金	386
関係会社株式	821	繰越利益剰余金	386
繰延税金資産	4,501	**【新株予約権】**	**588**
その他投資等	347	**純資産合計**	**22,560**
資産合計	**67,334**	**負債・純資産合計**	**67,334**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**36,230**
売上原価		**17,042**
売上総利益		**19,188**
販売費及び一般管理費		**14,918**
営業利益		**4,269**
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	153	
経営指導料	58	
その他	35	269
営業外費用		
支払利息	2	
支払手数料	159	
上場関連費用	551	
その他	20	733
経常利益		**3,804**
特別損失		
減損損失	36	36
税引前当期純利益		**3,768**
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	△3,364	△3,352
当期純利益		**7,121**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年7月２７日

GO株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　雄　一

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　口　昌　宏

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、GO株式会社の２０２５年6月1日から２０２６年5月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年7月２７日

GO株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　雄　一
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　口　昌　宏

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、GO株式会社の２０２５年6月１日から２０２６年5月３１日までの第５０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２５年6月1日から２０２６年5月３１日までの第５０期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２６年7月２８日

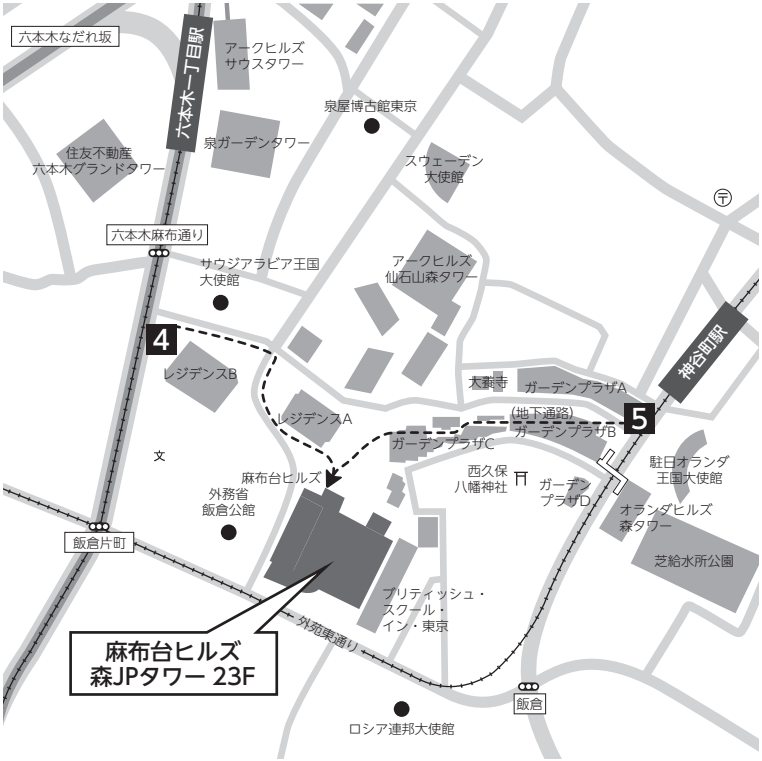
ＧＯ株式会社　監査等委員会
常勤監査等委員　桑　原　清　幸　㊞
監査等委員　雨　宮　美　季　㊞
監査等委員　寺　田　航　平　㊞

（注）監査等委員は全員、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森JPタワー　23階
本社会議室



交通　東京メトロ日比谷線５番出口より　　徒歩約６分
「神谷町」駅
東京メトロ南北線４番出口より　　徒歩約７分
「六本木一丁目」駅